第五号議案 会則の一部変更(案)のについて

1 会則変更の内容

現行会則と変更会則案の対照表

現行会則 変更会則案 (除名) (除名) 第14条 本会は、次に挙げる事由に該当する会 第14条 本会は、次に挙げる事由に該当する会 員、学生会員、賛助会員、協力会員、施設会員及 員、学生会員、賛助会員、協力会員、施設会員及 び顧問は会員総会の決議により除名することがで び顧問を退会又は除名とすることができる。 きる。 (1)会費の納入を2年以上遅延した会員は、自動 (1) 会費の納入を2年以上遅延した会員。 的に退会とする。 (2) 会則に反する行為のあった会員、学生会 (2) 会則に反する行為のあった会員、学生会員、 員、賛助会員、協力会員、施設会員及び顧問。 賛助会員、協力会員、施設会員及び顧問は、総会 (3) その他本会の趣旨に反する行為のあった会 の決議により除名とする。 員、学生会員、賛助会員、協力会委員、施設会員 (3) その他本会の趣旨に反する行為のあった会 及び顧問。 員、学生会員、賛助会員、施設会員及び顧問は、

総会の決議により除名とする。

2 会則変更の理由及び効力発生日

(1) 会則変更の理由

総会開催時に2年以上会費が納入されていなくても会員としてカウントされ、議 決権が発生するが、総会参加等の連絡がなく委任状の確保もできないのが現状であ る。2年以上会費の納入がない場合には、会員継続の意思なしと判断し、総会開催 前に会員総数から削除し、実質的な会員数を把握したい。これによって会費納入事 務等の軽減を図りたい。

(2) 会則変更の日程

会則変更のための総会開催日:平成23年6月4日

会則変更の効力発生日:平成23年6月4日